

松江市SDGsシンポジウム2025実施運営業務委託  
公募型プロポーザル実施要領

令和6年9月  
松江市 政策部 SDGs 推進課

松江市SDGsシンポジウム2025実施運営業務委託を実施するに当たり、公募型プロポーザル方式による受託候補者の企画競争選定を行いますので、次のとおり提案を募集します。

## 1 業務の概要

### (1) 業務名

松江市SDGsシンポジウム2025実施運営業務委託（以下「本業務」という。）

### (2) 業務内容

別紙1「松江市SDGsシンポジウム2025実施運営業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

※なお、業務内容は、最終的に採択された企画提案書の内容を踏まえ、調整の上確定する。

### (3) 履行期間

契約締結日の翌日から令和7年3月14日（金）まで

### (4) 提案限度額

2,200,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

## 2 参加資格

本プロポーザルの参加資格及び本業務の受託条件として、下記の全てを満たしている団体（法人格の有無は問わない。）又は個人事業主であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等の規定に基づき更生又は再生手続をしていないこと。
- (3) 松江市内に本社を有する業者で、令和4・5・6年度の松江市競争入札参加資格を有しており、指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。また、指名の停止を受けたが、既にその停止期間を経過していること。
- (4) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員が経営に関与していないこと。
- (6) 本業務の運営に関し、各種関係法令に基づく許可、認可又は免許等を必要とする場合において、これらを受けている者であること又は本業務の開始までに受ける予定の者であること。
- (7) 本業務の実施に当たり、その趣旨を十分に理解し、必要とされる業務経験等を有した者を従事させ、公益に資する意志を持って本業務に参加する者であること。
- (8) 履行期間中、適宜、松江市担当者と協議することが可能であること。

### 3 公募スケジュール

| 内容              | 日程・期限                          |
|-----------------|--------------------------------|
| プロポーザル実施公告、書類配布 | 令和6年9月18日（水）から令和6年10月7日（月）まで   |
| 仕様書等に関する質問受付    | 令和6年9月30日（月）17時まで（必着）          |
| 仕様書等に関する質問回答    | 令和6年10月2日（水）17時までに松江市ホームページに掲載 |
| プロポーザル参加表明書の提出  | 令和6年10月7日（月）17時まで（必着）          |
| 企画提案書の提出        | 令和6年10月15日（火）17時まで（必着）         |
| プレゼンテーション詳細の案内  | 令和6年10月16日（水）予定                |
| プレゼンテーションの実施    | 令和6年10月23日（水）予定                |
| 審査結果の通知         | 令和6年10月24日（木）以降                |
| 契約締結日           | 令和6年10月下旬予定                    |

### 4 配布書類

#### (1) 配布方法

松江市ホームページ(ホーム>行政情報>松江市のSDGsの取組>松江市SDGsシンポジウム2025実施運營業務委託公募型プロポーザル)からダウンロードすること。

※ 窓口での配布は行わない。

#### (2) 配布書類

- ①実施要領(本書)
- ②仕様書(別紙1)
- ③使用可能な空間(フロア平面図) (別添1)
- ④評価基準表(別紙2)
- ⑤誓約書(様式1)
- ⑥参加表明書(様式2)
- ⑦事業者概要(様式3)
- ⑧企画提案書(様式4)
- ⑨事業実績書(様式5)
- ⑩見積書(様式6)
- ⑪辞退届(様式7)

### 5 質問の受付及び回答

#### (1) 質問のできる者

本書及び仕様書等に対して質問のできる者は、前記「2 参加資格」を満たし、参加表明書類を提出した者あるいは提出する意思のある者とする。

(2) 受付期限

令和6年9月30日(月) 17時必着

(3) 質問方法

「11 問合せ先及び提出先」に電子メールで問い合わせることとし、電子メール送信後、担当者に電話し送信確認をすること。

なお、様式は任意とする。

(4) 回答

質問に対する回答は、令和6年10月2日(水) 17時までに松江市ホームページへ掲載する。また、松江市の回答は、本書及び仕様書等を補足する効力を有するものとする。

6 応募手続など

本プロポーザルへの参加を希望する者は、下記の「(1) 参加表明書類」及び「(2) 企画提案書類」について、それぞれ指定の部数を指定の期日までに「11 問合せ先及び提出先」へ持参又は郵送で提出すること。

(1) 参加表明書類

ア 提出書類

(ア) 誓約書(様式1)

(イ) 参加表明書(様式2)

(ウ) 事業者概要(様式3)

イ 提出期限

令和6年10月7日(月) 17時必着

※持参の場合の受付時間は原則9時から17時まで(土日祝を除く)

ウ 提出部数

1部

エ その他

参加表明書類を提出後に参加を辞退する場合は、辞退届(様式8)を「11 問合せ先及び提出先」まで提出すること。

なお、辞退しても以後における不利益な扱いは行わない。

(2) 企画提案書類

企画は1者1提案とし、前記「(1) 参加表明書類」の提出のない者による企画提案書類の提出は一切受け付けない。

ア 提出書類

(ア) 企画提案書(様式自由)

表紙は企画提案書(様式4)を使い、提案書はA4(縦横不問で、必要に応じA3版三つ折りの使用可)とする。行・文字・文字間隔・図表の仕様・

枠組み等の様式は自由とする。できる限り具体的に提案し、提案内容は簡素な文書を使い、専門知識を有しない者でも理解できるよう、わかりやすい表現となるよう工夫すること。

- (イ) 事業実績書（様式5）
- (ウ) 見積書（様式6）
- (エ) 経費内訳書（様式自由）

#### イ 提出期限

令和6年10月15日（火）17時必着

#### ウ 提出部数

10部（正本1部、副本9部）

ただし、上記①の（ウ）見積書及び（エ）経費内訳書は1部とする。

### (3) その他

#### ア 失格となる参加表明書、企画提案書等

参加表明書類及び企画提案書類が、次の事項に該当するものは、失格となる場合がある。なお、失格となった場合は、別途通知する。

- (ア) 提出期限、提出先及び提出方法に適合しないもの。
- (イ) 指定する様式及び本書に示した条件に適合しないもの。
- (ウ) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- (エ) 虚偽の内容が記載されているもの。
- (オ) 前記「1（4）提案限度額」を超えたもの。
- (カ) 仕様書の要件を満たさないもの。
- (キ) 前記「2 参加資格」を満たしていない者によるもの。

#### イ 制約事項

- (ア) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、すべてプロポーザル参加者の負担とする。
- (イ) 提出された書類等は、委託事業者の選定以外にはプロポーザル参加者に無断で使用しない。
- (ウ) 提出された書類等は、委託事業者の選定を行う作業に必要な範囲において、複製することがある。
- (エ) 提出された書類等は、提出期限後の差し替え及び再提出は受け付けない。
- (オ) 提出された書類等は、全て返却しない。
- (カ) 提出された書類等に対して、ヒアリングを実施することがある。

## 7 審査方法

松江市SDGsシンポジウム2025実施運営業務委託公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において審査を行う。

### (1) 評価基準

審査委員会が別に定める審査基準に基づき評価する。

## (2) プレゼンテーションの実施

企画提案書の内容について、プレゼンテーションを実施する。

### ア 開催期日

令和6年10月23日（水）予定

### イ 実施時間

30分程度とし、準備時間5分以内、説明時間20分以内、質疑応答時間5分程度とする。

### ウ 出席者

本業務に携わる管理責任者を含め、1者3名以内とする。

### エ その他

(ア) プレゼンテーションの順番は、市が企画提案書を受理した順番とする。

(イ) プレゼンテーションは、提出書類を用いて実施することとし、パワーポイント等を使用する場合は、必要な機材を提案者で準備すること。

(ウ) プレゼンテーションに参加しなかったプロポーザル参加者は、辞退したものとみなす。

## (3) 受託候補者の選定方法

ア 審査基準に基づき、プレゼンテーションでの評価点方式で審査する。

イ 審査は、受託候補者の優先順位を決定するものであり、本市は審査の結果、評価点の合計点数が最も高い提案者を第一優先交渉権者とする。次点は第二優先交渉権者とする。

ウ 順位点の合計が同点の場合は、審査委員会の各委員の合議により決定するものとする。

エ 評価点が満点の6割に満たない場合は、受託候補者として選定しない。

オ 第一優先交渉権者と協議し、合意しなかった場合は、次順位の優先交渉権者と協議を行う。以降も同様とする。

## 8 審査結果について

審査結果は、受託候補者の選定後に、すべてのプレゼンテーション参加者に対して文書で通知する。通知時期は令和6年10月24日（木）以降とする。

また、選定結果は、松江市ホームページへ掲載する。

## 9 契約締結に向けての協議

受託候補者と契約締結に向けた協議を行い、仕様書等契約内容について合意した場合は契約を締結する。

なお、契約内容については、仕様書及び受託候補者の提案書の内容を踏襲するものとするが、やむを得ず内容の変更を要する場合は、契約時において本市と受託候補者との協議・調整の上決定する。

## 10 その他

### (1) 費用負担

企画提案書の作成・提出及びプレゼンテーションの実施等、プロポーザルの参加に要した費用は、すべてプロポーザル参加者の負担とする。

### (2) 個人情報

協議資料の請求者又は提出書類に記載された従業員等の個人情報は、協議の実施及び契約に係る事務処理において必要な連絡のみに用いるものとし、他の用途には用いない。

### (3) 著作権

ア 提出書類に含まれる著作物の著作権はプロポーザル参加者に帰属する。

イ 提出書類は、協議の実施及び契約の事務処理において必要な場合のみに用いるものとし、他の用途には用いない。

ウ 提出書類については、松江市情報公開条例（平成17年松江市条例第14号）第5条の規定に基づき公開請求されたときは、同条例第7条に定められた非公開情報を除き、公開の対象とする。ただし、審査期間中においては、同条例第5号の規定に基づき、公開の対象としない。

### (4) 契約保証金

契約保証金は免除する。

### (5) 審査又は契約の延期等

ア 天災その他やむを得ない理由により、審査の実施又は契約の締結ができない場合は、延期する。

イ プロポーザル参加者が被った損害は、プロポーザル参加者自身の負担とする。

## 11 問合せ先及び提出先

松江市 政策部 SDGs 推進課

〒690-8540

島根県松江市末次町86番地（松江市役所 本館4階）

電話：0852-55-5025

電子メールアドレス：sdgs@city.matsue.lg.jp